

別紙 5

定期検査項目

プールの水質検査

検査項目		基準	頻度及び時期
(1)	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	毎月1回以上測定すること。また、供用開始前にも検査すること。
(2)	濁度	2度以下	
(3)	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
(4)	大腸菌	検出されないこと	
(5)	一般細菌数	200CFU/mL	
(6)	総トリハロメタン	おおむね0.2mg/L以下	毎年1回以上、6月から9月までの時期に測定すること。
(7)	レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満	毎年1回以上、6月から9月までの時期に測定すること。

※水質検査結果はさいたま市プール維持管理要綱第5条に則り、保健所長に報告すること。